

(証券コード 7640)
2021年8月12日

株 主 各 位

新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
株式会社 トップカルチャー
代表取締役社長 清 水 大 輔

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、健康状態にかかわらず、感染リスクを回避するため、当日のご出席に代えて、書面による事前の議決権行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案への賛否をご表示いただき、2021年8月26日（木曜日）午後5時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
株式会社 トップカルチャー 本社3階
(定時株主総会の会場とは異なりますのでご注意ください。
末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件（A種優先株式及びB種優先株式に関する定めの新設等）
第2号議案 第三者割当によるA種優先株式及びB種優先株式発行の件
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

以 上

＜株主さまへのご連絡＞

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>)に掲載いたします。

＜新型コロナウイルスの感染拡大防止対策へのご協力のお願い＞

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスクをご持参・着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- ◎発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会会場では、感染拡大防止の観点から間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください承のほどお願い申し上げます。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、感染リスク低減を目的に、議場での決議事項議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行を予定しております。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>)においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件(A種優先株式及びB種優先株式に関する定めの新設等)

1. 提案の理由

A種優先株式及びB種優先株式の発行を可能にするために、新たな種類の株式としてA種優先株式及びB種優先株式を追加し、A種優先株式及びB種優先株式に関する規定を新設するとともに、発行可能株式総数の増加等を行うものであります。

A種優先株式及びB種優先株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本定款変更につきましては、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式及びB種優先株式発行の件」及び第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>33,472,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>33,493,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>33,472,000株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>15,000株</u> 、B種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>6,000株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき1株とする。</u></p> <p>第8条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 A種優先株式</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(A種優先配当金)</u></p> <p><u>第10条の2 当社は、第38条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)に対し、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「A種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第10条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 <u>ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。</u></p> <p>3 <u>当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金（第10の3に定めるA種期中優先配当金を含む。）及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(A種期中優先配当金)</p> <p>第10条の3 当社は、第38条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(残余財産の分配)</p> <p><u>第10条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、第10条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p><u>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p><u>第10条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</u></p> <p><u>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(基本償還価額算式) <u>基本償還価額 = 100,000円 × (1 + 0.08)^{m+n/365}</u> <u>払込期日(同日を含む。)</u> から償還請求日(同日を含む。)<u>までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.08)」の指数を表す。</u></p> <p>(控除価額算式) <u>控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.08)^{x+y/365}</u></p> <p><u>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額とする。</u></p> <p><u>償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)</u> から償還請求日(同日を含む。)<u>までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.08)」の指数を表す。</u></p> <p><u>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社の定める償還請求受付場所に到着したときに発生する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第10条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第10条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</p> <p>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。</p> <p>2 取得と引換えに交付すべき財産</p> <p>(1) 本条に基づき、当会社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>(算式)</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</p> <p>= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第10条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 転換価額</p> <p>イ 当初転換価額 当初転換価額は350円とする。</p> <p>ロ 転換価額の修正 転換価額は、2021年9月1日以降の毎年2月末日及び8月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</p> <p>上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>ハ 転換価額の調整</p> <p>(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。</p> <p>調整後転換価額 $= \text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + ((\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}) \div \text{時価})) \div (\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数})$</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。</u> </p> <p> <u>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(i)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、A種優先株式に係る転換請求書が当会社の定める転換請求受付場所に到着したときに発生する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(議決権) <u>第10条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p>(株式の併合又は分割等) <u>第10条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p>(A種優先株式に係る譲渡制限) <u>第10条の10 当会社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章の3 B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>第10条の11 当社は、第38条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第10条の12に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 <u>ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払B種優先配当金（以下「累積未払B種優先配当金」という。）を、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。</u></p> <p>3 <u>当社は、B種優先株主等に対して、B種優先配当金（第10の12に定めるB種期中優先配当金を含む。）及び累積未払B種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(B種期中優先配当金)</p> <p>第10条の12 当会社は、第38条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(残余財産の分配)</p> <p><u>第10条の13</u> 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金（ただし、残余財産分配日が剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間である場合は、当該剰余金の配当は行われないものとみなして計算する。）及び日割未払B種優先配当金（残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日としてB種期中優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第10条の12に従い計算されるB種期中優先配当金相当額をいう。以下同じ。）を加えた金額を支払う。なお、当該金額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>2</u> B種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p><u>第10条の14 B種優先株主は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式(当社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当社に対し、分配可能額の80%を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</u></p> <p><u>2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種優先株式1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金及び日割未払B種優先配当金(ただし、第10条の13第1項に定める日割未払B種優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて計算する。)を加えた額とする。</u></p> <p><u>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が当社の定める償還請求受付場所に到着したときに発生する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第10条の15 当社は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式(当社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種優先株式1株当たりの払込金額の2.0倍の金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金及び日割未払B種優先配当金(ただし、第10条の13第1項に定める日割未払B種優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。)を加えた額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p><u>第10条の16 B種優先株主は、2024年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)まで、2025年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)まで又は2026年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)までの期間中いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求(以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。)することができる。</u></p> <p><u>2 取得と引換えに交付すべき財産</u></p> <p><u>(1) 本条に基づき、当会社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> <p><u>B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</u></p> <p><u>= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数×第10条の14第2項に従い計算される取得価額相当額(ただし、取得価額相当額は、「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。)÷転換価額</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 転換価額</p> <p>イ 当初転換価額 当初転換価額は350円とする。</p> <p>ロ 転換価額の調整</p> <p>(a) 当会社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>転換価額調整式で使用する「1株当たり の払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当 該払込金額（金銭以外の財産を出資の目 的とする場合には適正な評価額、無償割 当ての場合は0円とする。）、下記 (b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下 記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等 の交付に際して払込みその他の対価関係 にある支払がなされた額（時価を下回る 対価をもって普通株式の交付を請求でき る新株予約権の場合には、その行使に際 して出資される財産の価額を加えた額と する。）から、その取得、転換、交換又 は行使に際して取得請求権付株式等の所 持人に交付される普通株式以外の財産の 価額を控除した金額を、その取得、転 換、交換又は行使に際して交付される普 通株式の数で除した金額（下記(b)(iii) において「対価」という。）とする。</u> </p> <p> <u>(b) 転換価額調整式によりB種優先株 式の転換価額の調整を行う場合及びその 調整後の転換価額の適用時期について は、次に定めるところによる。</u> </p> <p> <u>(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る 払込金額をもって普通株式を交付する場 合（無償割当ての場合を含む。）（た だし、当会社の交付した取得請求権付株 式、取得条項付株式若しくは取得条項付 新株予約権（新株予約権付社債に付され たものを含む。以下本口において同じ。） の取得と引換えに交付する場合又は普通 株式の交付を請求できる新株予約権（新 株予約権付社債に付されたものを含む。 以下本口において同じ。）その他の証券 若しくは権利の転換、交換又は行使によ り交付する場合を除く。）</u> </p> <p> <u>調整後の転換価額は、払込期日（募集に 際して払込期間が設けられたときは当該 払込期間の最終日とする。）又は無償割 当ての効力発生日の翌日以降これを適用 する。ただし、当会社の普通株主に募集 株式の割当てを受ける権利を与えるため 又は無償割当てのための基準日がある場 合は、その日の翌日以降これを適用す る。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式等の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(iv) <u>普通株式の併合をする場合調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</u></p> <p>(c) (i) <u>転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>(d) <u>上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</u></p> <p>(i) <u>当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p><u>3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、B種優先株式に係る転換請求書が当会社の定める転換請求受付場所に到着したときに発生する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(議決権) <u>第10条の17 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p>(株式の併合又は分割等) <u>第10条の18 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p>(B種優先株式に係る譲渡制限) <u>第10条の19 当社のB種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 の 4 優先順位</p> <p>(優先順位)</p> <p>第 10 条 の 20 A 種優先株式の優先配当金、B 種優先株式の優先配当金、累積未払 A 種優先配当金、累積未払 B 種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払 A 種優先配当金及び累積未払 B 種優先配当金を第 1 順位（それらの間では同順位）、A 種優先株式の優先配当金及び B 種優先株式の優先配当金を第 2 順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第 3 順位とする。</p> <p>2 A 種優先株式、B 種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種優先株式及び B 種優先株式に係る残余財産の分配を第 1 順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第 2 順位とする。</p> <p>3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="230 163 421 187">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="107 217 452 293">第 1 1 条～第 1 6 条 (条文省略) (新設)</p> <p data-bbox="170 378 483 402">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="107 432 452 456">第 1 7 条～第 2 6 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="170 486 483 511">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="107 541 452 565">第 2 7 条～第 3 5 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="241 595 412 619">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="107 650 452 674">第 3 6 条～第 3 9 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="694 163 884 187">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="571 217 940 241">第 1 1 条～第 1 6 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="571 272 1008 347">(種類株主総会への準用) 第 1 6 条の 2 本章の規定は、種類株主 総会について準用する。</p> <p data-bbox="633 378 947 402">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="571 432 940 456">第 1 7 条～第 2 6 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="633 486 947 511">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="571 541 940 565">第 2 7 条～第 3 5 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="705 595 875 619">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="571 650 940 674">第 3 6 条～第 3 9 条 (現行どおり)</p>

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式及びB種優先株式発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、下記に記載の要領にて、第三者割当の方法により、募集株式（A種優先株式及びB種優先株式（以下「本優先株式」といいます。））を発行する件（以下、本優先株式の発行に係る第三者割当を「本第三者割当」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。また、本第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本第三者割当についてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、第1号議案「定款一部変更の件（A種優先株式及びB種優先株式に関する定めの新設等）」及び第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が原案どおりに承認可決されること、本第三者割当に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

I 募集の概要

1. A種優先株式

① 払 込 期 日	2021年8月31日又は株主総会で別途定める日
② 発 行 新 株 式 数	A種優先株式15,000株
③ 発 行 価 額	1株につき100,000円
④ 調 達 資 金 の 額	1,500,000,000円
⑤ 増加する資本金の額 及び増加する 資本準備金の額	増加する資本金の額 750,000,000円 (1株につき、50,000円) 増加する資本準備金の額 750,000,000円 (1株につき、50,000円)
⑥ 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、株式会社Da Iに12,000株、株式会社日本政策投資銀行に3,000株、A種優先株式を割当てます。
⑦ 普 通 株 式 の 当 初 転 換 価 額	350円
⑧ そ の 他	A種優先株式の内容については第1号議案をご参照ください。

2. B種優先株式

①	払 込 期 日	2021年8月31日又は株主総会で別途定める日
②	発 行 新 株 式 数	B種優先株式6,000株
③	発 行 価 額	1株につき100,000円
④	調 達 資 金 の 額	600,000,000円
⑤	増加する資本金の額 及び増加する 資本準備金の額	増加する資本金の額 300,000,000円 (1株につき、50,000円) 増加する資本準備金の額 300,000,000円 (1株につき、50,000円)
⑥	募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に全てのB種優先株式を割当てます。
⑦	普 通 株 式 の 当 初 転 換 価 額	350円
⑧	そ の 他	B種優先株式の内容については第1号議案をご参照ください。

II 特に有利な払込金額で本優先株式を発行する理由

1. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社グループの店舗は「日常的エンターテイメントに関する商品・情報・サービスを一元的に扱う複合店舗」という特徴を持っていることから、その競合対象は一般の小売店のみならず、インターネットを含む通信販売やコンテンツ配信を始めとする国内外の小売り・サービスなど大小多岐にわたっております。こうした環境の中、当社グループの店舗にはこれまで以上に迅速な変化対応と付加価値の高いサービスの提供が求められており、この認識に立ち、当社グループは、2020年10月期より、成長戦略とともに事業運営上大きな課題となっていたレンタル事業からの転換戦略も検討してまいりました。2020年10月期においてはライフスタイル提案を強化した結果、主力である書籍や特撰雑貨・文具の売上高が好調でしたが、レンタル事業は売上高が想定以上に減少した結果、グループ全体の売上高は前年同期比96.6%の30,127百万円と減収となりましたが、店舗の運営力・収益力を強化し経常利益476百万円（前年同期比308.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益371百万円（前年同期比273.1%）と増益となりました。その結果、純資産は3,646百万円となりました。その後、レンタル事業からの撤退についてFC本部と契約満了前での撤退における条件交渉を重ねてまいりました。あわせて当社において撤退後の事業計画を策定し、既存事業の拡大や新規ビジネスの創出などを計画し実行する予定であります。また、

これらの施策を支える財務面において、自己資本の充実を図り、レンタル事業からの転換時におけるコストの支払いに備えることが安定的な事業運営を行うために不可欠であると判断いたしました。

以上により、当社は本優先株式第三者割当を実施することといたしました。

(2) 本第三者割当を選択した理由

当社は、資金調達に向けて、割当予定先やお取引金融機関との協議、リーガル・アドバイザーやファイナンシャル・アドバイザーからの助言も踏まえて、借入やエクイティ・ファイナンス等の具体的な方法について様々な選択肢を検討してまいりました。現在の財務状況を踏まえ、今後の事業計画実施のためには自己資本の維持・増強が必要という観点から、レンタル事業からの転換に必要な資金の調達を目的とした優先株式による第三者割当増資を検討してまいりました。

また、当社普通株式の株価水準や株式流動性に鑑みると、普通株式による公募増資では今回の発行予定額の確保に不確実性が高く、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。また普通株式による第三者割当増資は、割当先や引受額の検討において、実現可能性が低いと判断いたしました。かかる検討の結果、優先株式による第三者割当増資によれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、本優先株式第三者割当に係る各割当予定先との交渉の過程で、発行予定額の確保が見込めると判断したこと、並びに一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応し得ることから、優先株式による資金調達を採用いたしました。

なお、本優先株式第三者割当は、優先株式の普通株式への転換請求の行使により、株主の皆様にとっては、下記「2. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり最大81.07%の株式の希薄化（最大85.14%の議決権の希薄化）が生じる恐れがありますが、普通株式への転換請求権が一定程度抑制された内容であること、昨今のメザニンマーケットにおける調達環境を踏まえると、本優先株式の配当率が妥当な水準にあること（なお、本優先株式の優先配当率については、A種優先株式とB種優先株式の金銭対価の転換請求権や、普通株式への転換請求権の違いを加味し、特にA種優先株式の優先配当率については、割当予定先である株式会社Da Iの資金調達事情も考慮しつつ、株式会社Da I及び株式会社日本政策投資銀行と交渉した結果をもとに、配当率を設定しております。）、当社が直面している経営環境への迅速な対応及び財務体質の抜本的な改善により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等が見込まれること等から、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

2. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたって、公正性を期す目的で、当社及び本優先株式割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳／山本 颯三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、本優先株式の価値算定を依頼し、同社より本優先株式の価値算定書（以下「本優先株式算定書」といいます。）を取得しております。

当該機関は、本優先株式の株式価値算定にあたって、本優先株式の発行要項その他の諸条件を考慮し、一般的な価値算定モデルである二項格子モデルによる評価手法を採用して、本優先株式の価値を算定しております。本優先株式算定書において、2021年7月14日を基準として算定された本優先株式の価値は、A種優先株式1株当たり97,236円～102,468円、B種優先株式1株当たり86,496円～103,967円となっております。

本優先株式について、本優先株式の1株当たり払込金額は、上記赤坂国際会計による本優先株式算定書における評価額レンジ内の金額であること、本優先株式の発行条件は、当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、割当予定先との間で、慎重に交渉及び協議を通じて決定されていること等を総合的に勘案し、本優先株式の発行は有利発行には該当しないと判断しているものの、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、本優先株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、念のため、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式を発行することといたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員も、本優先株式の払込金額は、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本優先株式の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額レンジ内の金額である本優先株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、A種優先株式の全部について当初転換価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式4,285,714株が交付され、その議決権数は42,857個となります（2021年

4月30日現在の当社の発行済株式総数12,688,000株に対する比率は33.78%、議決権総数120,803個に対する比率は35.48%)。また、A種優先株式の全部について下限転換価額(当初転換価額の50%)にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式8,571,428株が交付され、その議決権数は85,714個となります(2021年4月30日現在の当社の発行済株式総数12,688,000株に対する比率は67.56%、議決権総数120,803個に対する比率は70.95%)。

B種優先株式については、2024年9月1日から2024年11月30日まで、2025年9月1日から2025年11月30日まで、2026年9月1日から2026年11月30日までのいずれかの日に該当するか又はいずれかの期間に属する場合に限り普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、B種優先株式の全部について当初転換価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式1,714,285株が交付され、その議決権数は17,142個となります(2021年4月30日現在の当社の発行済株式総数12,688,000株に対する比率は13.51%、議決権総数120,803個に対する割合は14.19%)。

なお、交付される普通株式の数については、A種優先株式及びB種優先株式に優先配当金に未払が生じないと仮定して、当初の払込金額の総額を当初転換価額又は下限転換価額で除した数として算出しております。

以上より、A種優先株式の下限転換価額およびB種優先株式の当初転換価額による転換が行われた場合の潜在株式数を合計した希薄化率は、2021年4月30日現在の当社の発行済株式総数12,688,000株に対して81.07%、議決権総数120,803個に対して85.14%となり、本優先株式第三者割当により希薄化が生じます。

一方で、当社が本優先株式第三者割当による増資によって資金を得ることは、当社の自己資本を強固にし、取引先及びお取引金融機関からの更なる信頼の獲得、事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に大幅な希薄化は生じるものの、当社財務体質の再構築及び成長分野への投資や構造改革を通じて、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。また、A種優先株式には普通株式による取得請求権に係る転換価額の下限が設定されていること、A種優先株式及びB種優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、A種優先株式及びB種優先株式を当社が強制償還することで、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計となっていることによって、株式発行を行わないようにすることが可能であること等から、本優先株式第三者割当に伴う希薄化の規模は合理的であると考えております。

3. 割当予定先の選定理由

A種優先株式については、株式会社DaIは、当社の大株主の100%子会社であるため、当社グループの経営状況及び成長戦略を深くご理解いただくとともに、当社グループの事業内容及び将来性を適切にご評価いただくことが可能な候補先として

選定いたしました。株式会社日本政策投資銀行は、当社のお取引金融機関であり、当社グループの財務状況等について深くご理解いただくとともに、当社グループの事業内容及び将来性を適切にご評価いただくことが可能な候補先として選定いたしました。

B種優先株式については、当社の主要お取引であり大株主、かつフランチャイズ加盟本部として当社グループの経営状況等について深くご理解いただくとともに、当社グループの事業内容及び将来性を適切にご評価いただくことが可能な候補先として、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を選定いたしました。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由

目下の業績及び経営環境に鑑み、今後の事業計画実施のためには自己資本の維持・増強が必要という観点から、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次の通り資本金及び資本準備金の額を減少（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）し、これをその他資本剰余金へ振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本資本金等の額の減少につきましては、本優先株式の払込がなされること並びに第1号議案「定款一部変更の件（A種優先株式及びB種優先株式に関する定めの新設等）」及び第2号議案「第三者割当によるA種優先株式及びB種優先株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

（1）減少すべき資本金の額

本優先株式第三者割当後の資本金の額3,057,370,000円を1,050,000,000円減少して、2,007,370,000円とする。

（2）減少すべき資本準備金の額

本優先株式第三者割当後の資本準備金の額3,353,691,500円を3,353,691,500円減少して、0円とする。

（3）本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

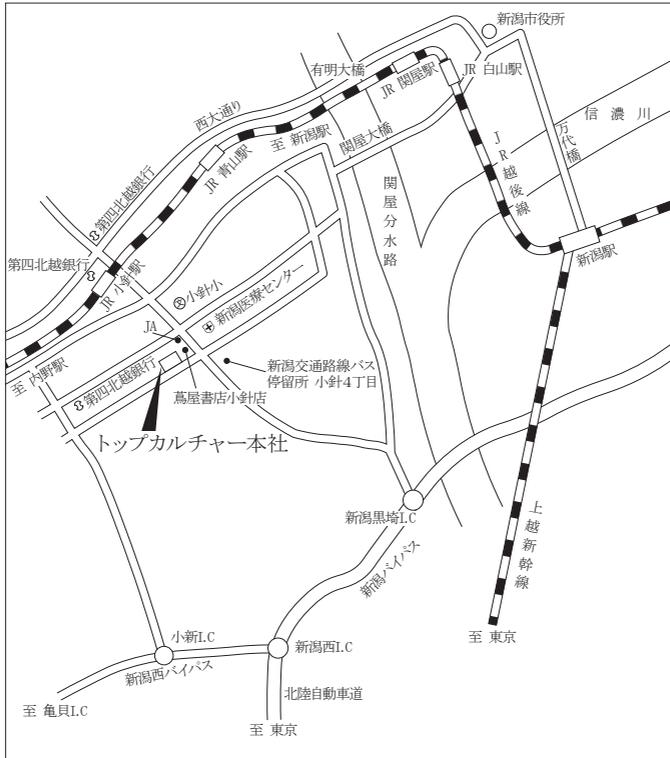
（4）本資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2021年8月31日

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
株式会社トップカルチャー 本社3階
電話 (025) 232-0008



(会場への交通機関)

- JRをご利用の場合：越後線「小針駅」より徒歩約15分
- バスをご利用の場合：新潟交通路線バス「小針4丁目」より徒歩約5分

※会場には駐車場の用意がございません。ご了承ください。